

第1章 計画の策定に当たって

第1節 計画策定の趣旨

1 計画の背景

介護保険制度は、平成12（2000）年度から始まり、現在では高齢者やその家族を支える制度として定着していますが、制度の利用が広がるとともに、サービス提供のための費用も増加しています。

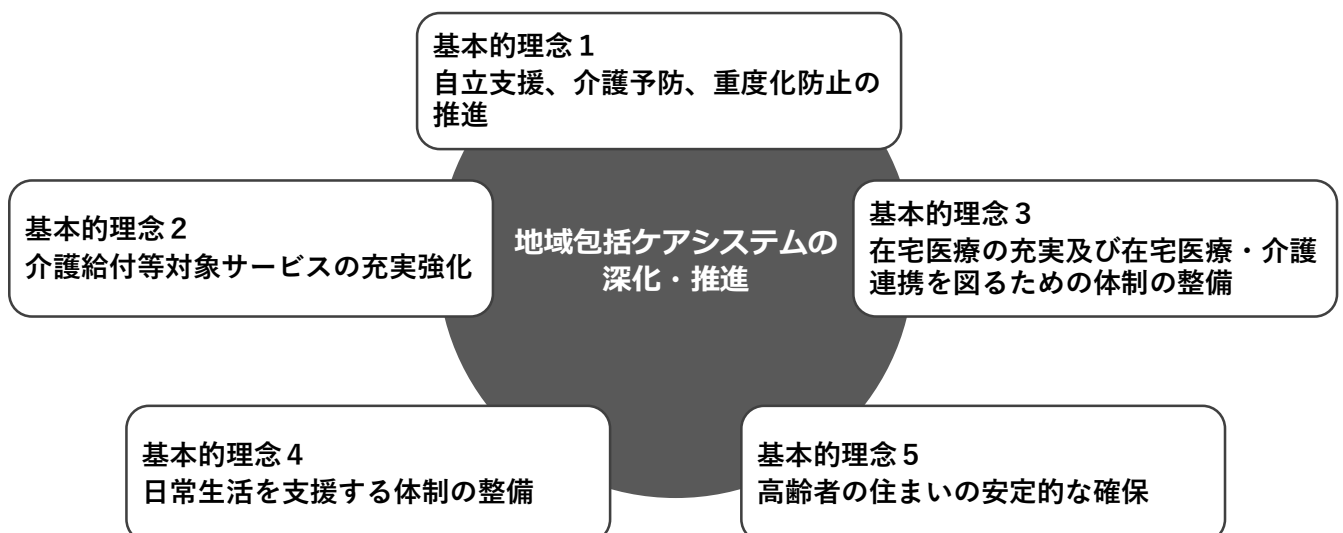
本計画期間中の令和7（2025）年には、「団塊の世代」が75歳以上に、令和22（2040）年には「団塊の世代」の子どもである「団塊ジュニア世代」が65歳以上となり、医療・介護双方のニーズを有する高齢者など複合的ニーズを有する要介護高齢者が増加する一方、生産年齢人口が急減することが見込まれており、介護保険制度の持続可能性を確保するため、地域の実情に応じた「地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組」などが重要となっています。

本市は、道内では平均年齢が最も若い市ですが、令和5年10月1日現在の高齢化率は23.9%と年々高くなっており、今後も介護保険制度などによる支援の増加が予想されます。

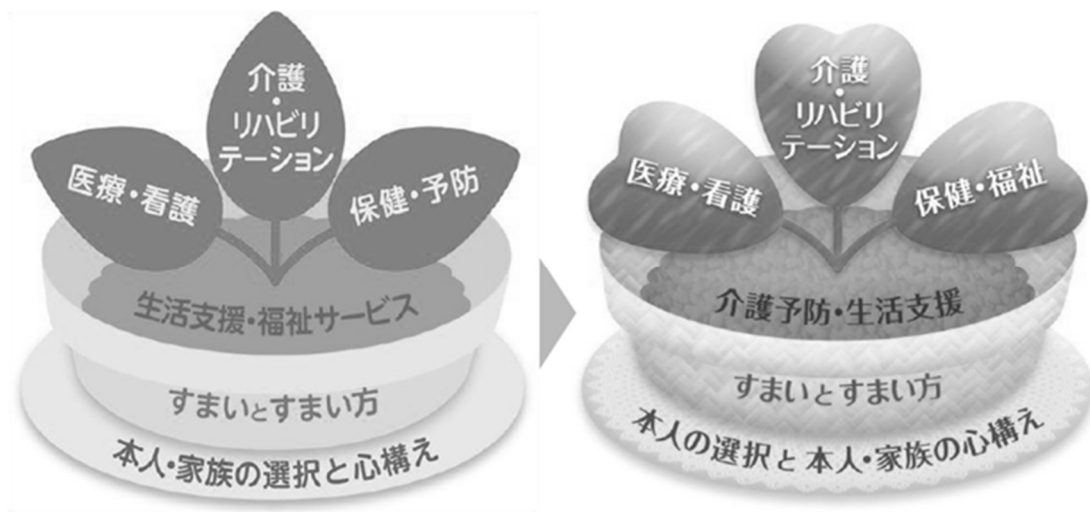
2 地域包括ケアシステムについて

（1）地域包括ケアシステムの基本的理念と深化・推進

「地域包括ケアシステム」とは、地域の実情から、高齢者が可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう、医療、介護、予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防、又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制（地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第2条第1項）とされており、その体制を構築するための5つの基本的理念が示されています。



図表 1-1-1 地域包括ケアシステムのイメージ図



図表 1-1-1 はある 1 人の住民の地域生活を支える「地域包括ケアシステム」の構成要素を示しています。「医療・看護」「介護・リハビリテーション」「保健・予防」の 3 枚の葉が、専門職によるサービス提供として表現され、その機能を十分に発揮するための前提として、「生活支援・福祉サービス」や「すまいとすまい方」が基本になるとともに、これらの要素が相互に関係しながら、包括的に提供されるあり方の重要性を示しています。

平成27年度から予防給付のうち訪問介護及び通所介護が介護予防・日常生活支援総合事業として実施され、介護予防は生活支援と一体的に、住民自身や専門職以外の担い手を含めた多様な主体による提供体制へと移行しています。また、地域生活の継続を選択するに当たっては、「家族の選択」を越えて、本来は「本人の選択」が最も重視されるべきであり、それに対して、本人・家族がどのように心構えを持つかが重要であるとの考え方を重視しています。

（出典）平成 28 年 3 月地域包括ケア研究会報告「地域ケアシステムと地域マネジメント」

（2）地域共生社会の実現

「地域共生社会」は、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を指しています。

市では、地域共生社会の実現を目指すため、複合・複雑化した支援ニーズに対して、関係部署・関係機関との連携を強化し、行政の垣根を超えた支援体制の整備を行う「重層的支援体制整備事業」の実施に向けた検討を行います。

(3) 自助・互助・共助・公助

「地域包括ケアシステム」の在り方を考えるに当たり、改めて介護保険法の記載に立ち戻ると、介護保険法第1条では、要介護者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保険給付を行うと定められています。また、同法第2条第2項では、保険給付は要介護状態等の軽減又は悪化の防止に資するよう行われなければならないと定められています。つまり、保険給付は被保険者の選択に基づき行われるものでありますが（同法第2条第3項）、それは要支援者・要介護者の「自立支援」という理念に沿って検討されなくてはなりません。

こうした「自立支援」は「自助・互助・共助・公助」の4つの支援に分類されます。「共助・公助」を求める声は小さくありませんが、少子化や高齢者の増加、財政問題などから、大幅な拡充を期待することは難しくなっています。そのため「自助・互助」の役割を意識する必要がある、「自助」を基本としつつ、地域住民と協働し、地域全体を支え合う「互助」の体制を作っていくことが課題となっていることから、これらを踏まえた具体的施策の展開を図ります。

自助：自ら働いて、又は自らの年金収入等により、自らの生活を支え、自らの健康は自ら維持すること

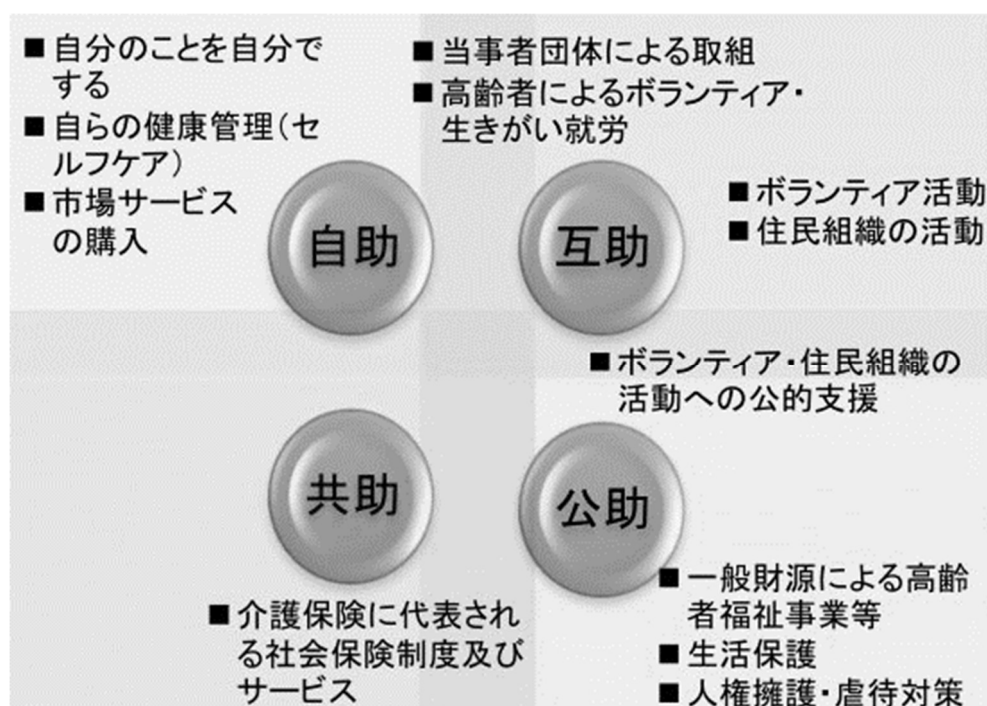
互助：インフォーマルな相互扶助。例えば、近隣の助け合いやボランティア等

共助：社会保険のような制度化された相互扶助

公助：自助・互助・共助では対応できない困窮等の状況に対し、所得や生活水準・家庭状況等の受給要件を定めた上で必要な生活保障を行う社会福祉等

※出典 地域包括ケア研究会 報告書～今後の検討のための論点整理～

図表 1-1-2 自助・互助・共助・公助からみた地域包括ケアシステム



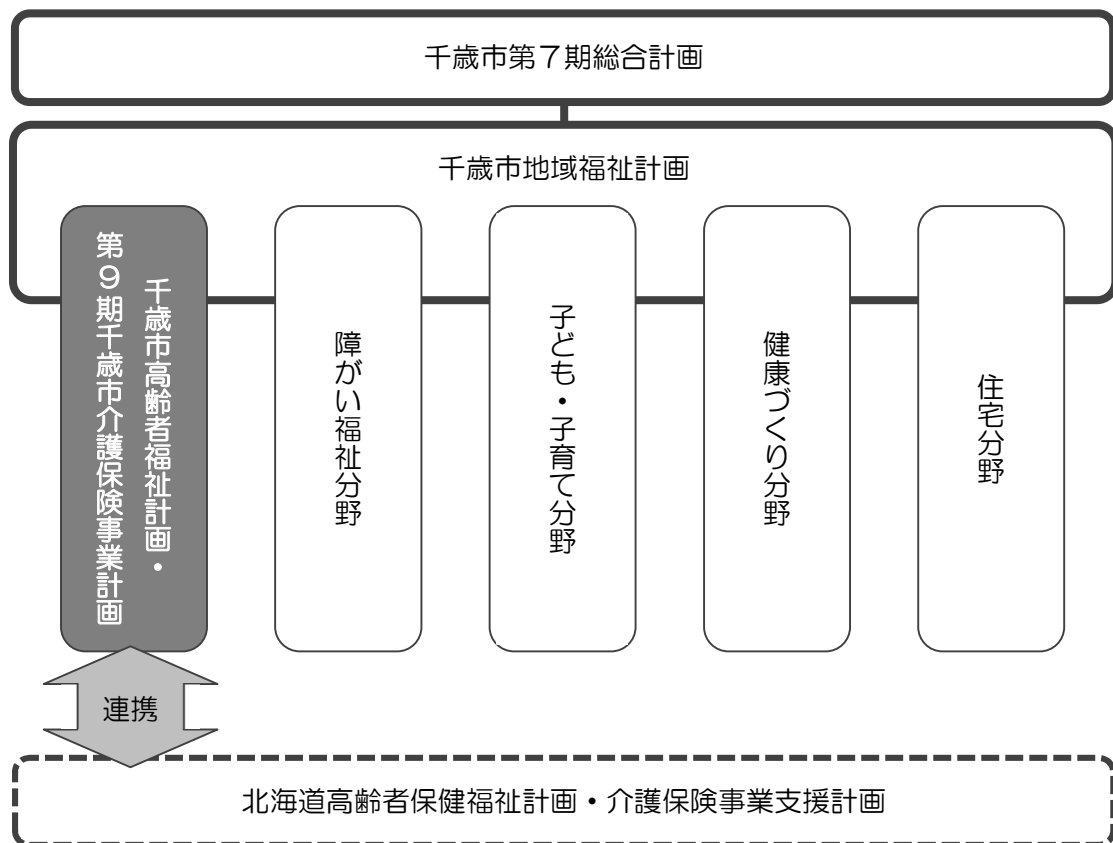
3 計画の位置づけ

「千歳市高齢者福祉計画・第9期千歳市介護保険事業計画（令和6年度～令和8年度）」は、老人福祉法第20条の8第1項の規定に基づく「市町村老人福祉計画」及び介護保険法第117条第1項に基づく「市町村介護保険事業計画」として、一体的に策定します。

本計画は、高齢者を取り巻く社会状況の変化やそれを踏まえた高齢社会における諸課題に対応するため、「千歳市高齢者保健福祉計画・第6期千歳市介護保険事業計画（平成27年度～平成29年度）」から「千歳市高齢者福祉計画・第8期千歳市介護保険事業計画（令和3年度～令和5年度）」の取組を継承・発展させるものです。

さらに、本計画は、国際目標のSDGsの理念も踏まえ、市の総合計画である「千歳市第7期総合計画（令和3（2021）年度～令和12（2030）年度）」における個別計画として位置づけており、北海道が策定する「北海道高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画」との連携や「北海道医療計画」との整合性を図ります。

図表 1-1-3 他計画との関係



SDGs とは

「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称で、2015年9月の国連サミットで採択された、国連加盟国193か国が2016年～2030年の15年間で達成を目指す国際社会全体の17の目標です。

我が国においても、豊かで活力のある「誰一人取り残さない」社会を実現するため、一人ひとりの保護と能力強化に焦点を当てた「人間の安全保障」の理念に基づき、世界の「国づくり」と「人づくり」に貢献していくことを示す、「SDGs アクションプラン2019」が策定され、地方自治体においても SDGs の達成に向けた取組が求められています。

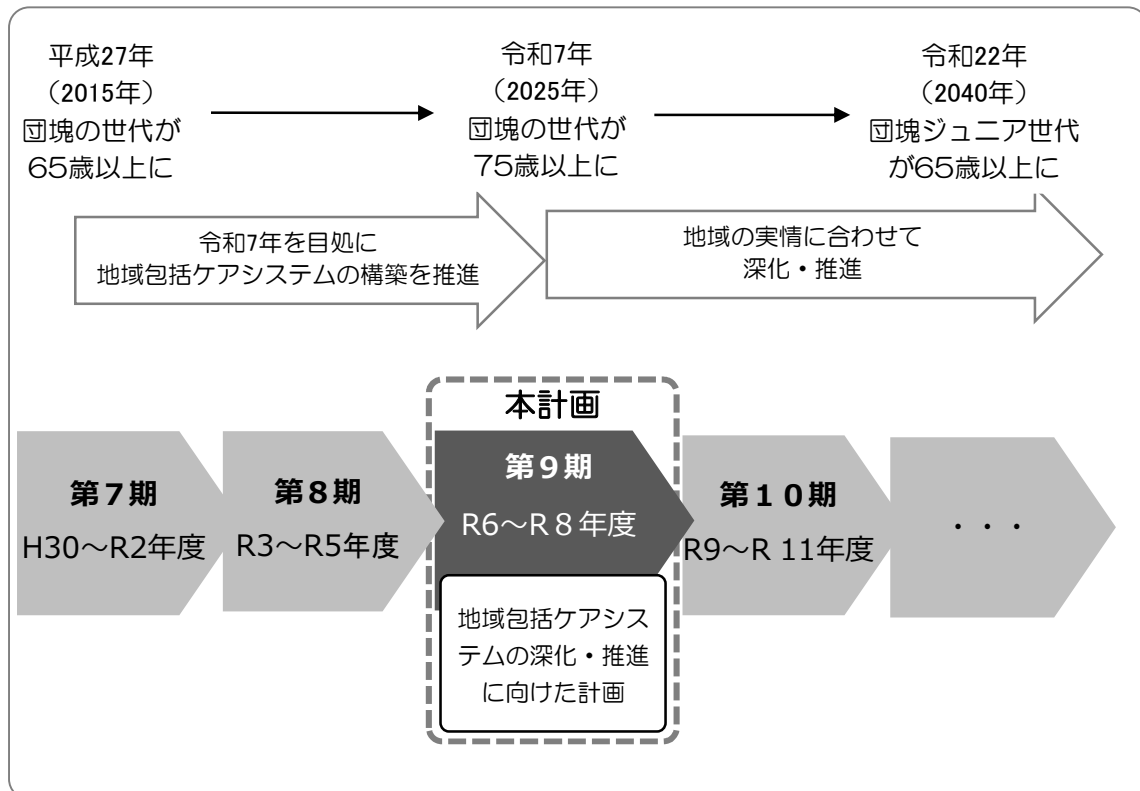
図表 1-1-4 SDSs



4 計画期間

介護保険法第117条第1項の規定に基づき、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの3年間を計画期間とします。

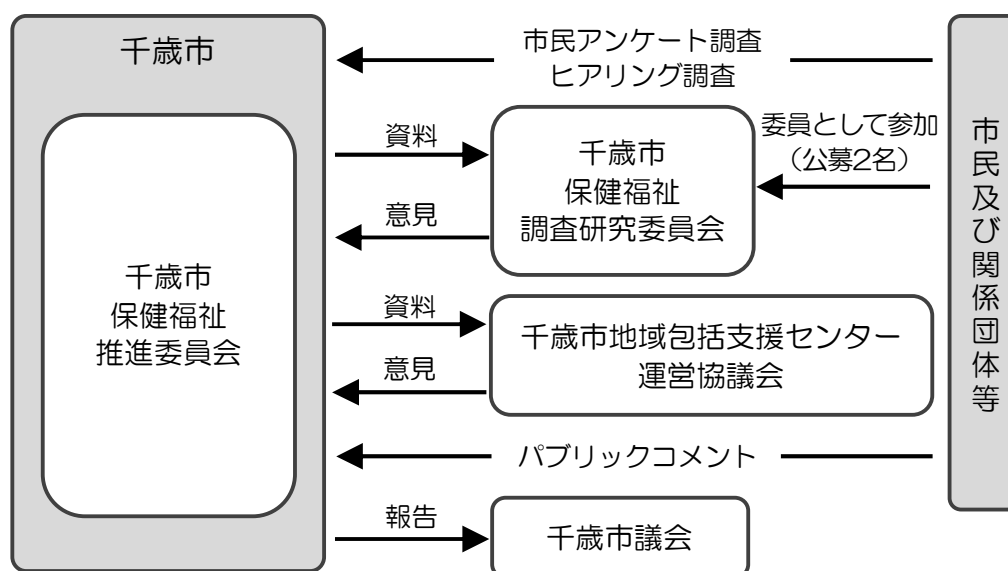
図表 1-1-5 計画期間



第2節 計画の策定体制

計画の策定体制は、主にアンケート調査の実施、千歳市保健福祉調査研究委員会の開催、千歳市地域包括支援センター運営協議会の開催、千歳市保健福祉推進委員会の開催によって構成されています。

図表 1-2-1 計画策定体制



1 アンケート調査の実施

（１）介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

高齢者の実態や介護に対する意識・意向等を把握し、計画策定の基礎資料とするため、市内に在住する 65 歳以上の高齢者のうち、要介護認定を受けていない（要支援を除く）3,000 人を対象にアンケート調査を実施しました。

（２）在宅介護実態調査

地域包括ケアシステム構築に向け、在宅継続・就労継続など、主として要介護者の客観的な状態把握を行い、計画策定の基礎資料とするため、在宅で生活をしている要支援・要介護認定を受けている高齢者の方 1,300 人を対象にアンケート調査を実施しました。

(3) 施策調査

市の高齢者福祉施策が市民の生活にどれだけ成果をもたらしたかを把握し、今後の市の特性を踏まえた施策や計画策定へ活用するために高齢者施策に関するアンケート調査を実施しました。

2 千歳市保健福祉調査研究委員会の開催

広く市民の意見を反映させることを念頭に、2名の公募委員を含む保健・医療・福祉の関係団体や学識経験者で構成された千歳市保健福祉調査研究委員会において、計画策定に対する意見を伺っています。

3 千歳市地域包括支援センター運営協議会の開催

介護サービス及び介護予防サービスに関する事業者、介護保険の被保険者、地域ケアに関する学識経験者で組織する千歳市地域包括支援センター運営協議会において、計画策定に対する意見を伺っています。

4 千歳市保健福祉推進委員会の開催

保健福祉施策を総合的かつ効果的に推進するため、保健福祉部長を委員長として、関係次長職等で構成する庁内組織の千歳市保健福祉推進委員会において検討しています。

5 パブリックコメントの実施

広く市民の意見を反映させるため、「千歳市高齢者福祉計画・第9期千歳市介護保険事業計画（令和6年度～令和8年度）素案」を作成し、市役所、各支所、各コミュニティセンターなど、市内19か所の公共施設や市のホームページで公表し、市民からの意見を募集しました（令和5年12月18日～令和6年1月19日実施）。

結果概要については、「資料編」をご覧ください（105ページ）。